

小規模認可保育所に対するバリアフリー法の 適合免除の明確化

(平成28年6月2日 国土交通省通知 国住指第484号)

規制改革の内容

特例措置前

東京都条例の対象施設に保育所が含まれているため、小規模認可保育所においても、基準を満たす設備の設置が義務と解釈



特例措置

国及び東京都が、小規模認可保育所の設置については、バリアフリー基準の適合を義務付けていない旨を明確化



効果

- ・小規模認可保育所の設置促進
- ・待機児童の解消

規制改革の概要

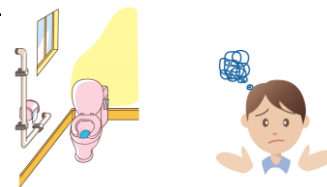
都条例により、小規模認可保育所の設置には、バリアフリー基準※を満たす設備が必要

共同住宅など



※バリアフリー基準

- ・車いす使用者用トイレ
- ・オストメイト用設備を有すトイレの設置義務など



小規模認可保育所の設置に対して、**バリアフリー基準は適合しないことを明確化**

国

保育所等において多数の者の利用が想定されない設備等に関する規制を求めないなど、合理的な運用を促す

東京都

利用児童が0～2歳に限られる場合は、バリアフリーに関する基準は適用しないことを明確化



小規模認可保育所の設置を促進